第２３期第１６回
松浦海区漁業調整委員会

日時　令和８年10月８日（木）15時から
場所　唐津市水産会館　研修室
（唐津市海岸通り 7182－217）

次　　第

1　開　　会

2　議　　題

（1）　試験養殖について（協議）……別紙
　　1　佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所（名護屋地区）におけるワカメ試験養殖
　　2　屋形石漁業協同組合におけるワカメ試験養殖
　　3　佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（高島地区）におけるワカメ・マコンブ試験養殖
　　4　佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（湊地区）におけるワカメ、マコンブ、アカウニ試験養殖
　　5　佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（高串地区）におけるカキ試験養殖
（2）　佐賀県資源管理方針の一部改正について（諮問）……P1～41
（3）　あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）……P42～45
（4）　いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）……P46～52
（5）　たこつぼ漁業許可方針（案）（長崎県入漁許可）について（協議）……P53～61
（6）　令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
　　各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）……P62～83
（7）　その他

議題２

水　産　第　２３９９　号
令和８年(2026 年) ９月７日

松浦海区漁業調整委員会
　会長　川嵜　和正　様

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県資源管理方針について（諮問）

佐賀県資源管理方針について、別添案のとおり変更したいので、漁業法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 山口・寺田）

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第９項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事　山口　祥義

第１　資源管理に関する基本的な事項

１　漁業の状況

本県の水産業は、生産量 44.7 千トン（令和 5 年）、生産額は 309.5 億円（令和 5 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

２　本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第６条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第１項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第２　特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

⑴　水域

⑵　対象とする漁業

⑶　漁獲可能期間

第３　特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

１　漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

２　留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

３　数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記１及び２の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に

移行するものとする。

第５　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

２　特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定し、現行の資源管理に係る取組を維持し当該水産資源の漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。

３　漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、知事は、漁業者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第６　その他資源管理に関する重要事項

１　漁獲量等の情報の収集

⑴　漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

⑵　漁獲量等の情報は、法第 26 条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項若しくは第２項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の

許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

⑶　また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

２　資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

３　種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

４　遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第７　佐賀県資源管理方針の検討

法第 14 条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね５年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも５年ごとに見直しを行うものとする。

第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１　まあじ」から「別紙１－11　ぶり」までに、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙３－１　さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙３－17　ばいがい佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和２年 12 月１日より施行する。

附則
この方針は、令和３年１月１日より施行する。

附則
この方針は、令和３年４月１日より施行する。

附則
この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則
この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則
この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則
この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則
この方針は、令和６年２月７日より施行する。

附則
この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。

附則
この方針は、令和７年６月２４日より施行する。

附則
この方針は、令和８年３月２４日より施行する。

附則
この方針は、令和８年●月●日より施行する。

別紙１－１

第１　特定水産資源
　　まあじ

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　　佐賀県まあじ漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　　水域
　　②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域
　　②　対象とする漁業
　　中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第５号第 70 条第１号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第４条第１項第８号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第３項第１号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第５項第２号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第４条第１項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－２

第１　特定水産資源
まいわし対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－３

第１　特定水産資源
　　さんま

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　佐賀県さんま漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　　水域
　　②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域
　　②　対象とする漁業
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－４

第１　特定水産資源
　　するめいか

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　　佐賀県するめいか漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　②　　水域
　　②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域
　　②　対象とする漁業
　　定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－５

第１　特定水産資源
　　くろまぐろ（小型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域（省令第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下同じ。）
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第３項に規定する定置漁業及び法第 60 条第５項第２号に掲げる第２種共同漁業漁業(定置網を使用するものに限る。)）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
　　陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで
　　②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）
　２　佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
　　陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで
　　②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第９

1号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－６

第１　特定水産資源
　　くろまぐろ（大型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第３項に規定する定置漁業及び法第 60 条第５項第２号に掲げる第２種共同漁業漁業(定置網を使用するものに限る。)）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）
　２　佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　③　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び大臣許可漁業を除く。）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第 31 条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－７

第１　特定水産資源
まさば及びごまさば対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－８

第１　特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第２から第３において同じ。）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県かたくちいわし漁業

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

①　水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

②　対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１－９

第１　特定水産資源
うるめいわし対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県うるめいわし漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし

第５　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１－10

第１　特定水産資源
まだい日本海西部・東シナ海系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まだい漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第５　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１―11

第１　特定水産資源
　　ぶり

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　　佐賀県ぶり漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　　水域
　　②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域
　　②　　対象とする漁業
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第５　その他資源管理に関する重要事項
　１　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。
　２　養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙３―１
第１　水産資源
　　さわら日本海・東シナ海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３―２
第１　水産資源
　　ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３―３
第１　水産資源
　　とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―４

第１　水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―５

第１　水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―６
第１　水産資源
いさき九州北・西海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙３―７
第１　水産資源
くるまえび玄界灘佐賀海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙３―８
第１　水産資源
くえ九州北西・山口海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、

定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―９

第１　水産資源

がざみ有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―10

第１　水産資源

あかむつ九州北西海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理につい

て専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―11

第１　水産資源

このしろ有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―12

第１　水産資源

しばえび有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―13

第１　水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

別紙３―14

第１　水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―15

第１　水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検

証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―16

第１　水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―17

第１　水産資源

ばいがい佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を 2021～2025 年の平均値（16 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
第１　～第３　略 第４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。 第５　１　略 ２　特定水産資源以外の水産資源 　特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。 　法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定し、現行の資源管理に係る取組を維持し当該水産資源の漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。	第１　～第３　略 第４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。 第５　１　略 ２　特定水産資源以外の水産資源 　特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。 　法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。 　また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3　漁業者自身による自主的な取組 我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。 こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、知事は、漁業者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	3　漁業者自身による自主的な取組 都道府県知事は、漁業者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第６　その他資源管理に関する重要事項 １　漁獲量等の情報の収集 ⑴　漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。 ⑵　漁獲量等の情報は、法第 26 条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項若しくは第２項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活	第６　その他資源管理に関する重要事項 １　漁獲量等の情報の収集 ⑴　漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。 ⑵　漁獲量等の情報は、法第 26 条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項若しくは第２項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向け

用していくこととする。 ⑶　また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。 2　資源管理の進め方 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。 3　種苗放流等の取組 種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。 新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。 これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。 また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。 なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。 4　遊漁者に対する指導 遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。	てこれらの情報を活用していくこととする。 ⑶　また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。 2　資源管理の進め方 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。 3　種苗放流等の取組 種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。 新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。 これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。 また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。 なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。 4　遊漁者に対する指導 遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第７　略	第７　略
第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 　特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１　まあじ」から「別紙１－11　ぶり」までに、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙３－１　さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙３－17　ばいがい佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。	第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 　特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１　まあじ」から「別紙１－11　ぶり」までに、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙３－１　さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙３－16　あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。
別紙１－１～７　略	別紙１－１～７　略
別紙２　略	別紙２　略
別紙３―１ 第１　水産資源 　さわら日本海・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 　国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努め	別紙３―１ 第１　水産資源 　さわら日本海・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 　国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

ることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	
第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―２ 第１　水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	別紙３―２ 第１　水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―３ 第１　水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	別紙３―３ 第１　水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙３―４ 第１　水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ	第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙３―４ 第１　水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第２　資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ

る定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―５ 第１　水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域） 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙３―５ 第１　水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域） 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。

別紙３―６ 第１　水産資源 いさき九州北・西海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙３―６ 第１　水産資源 いさき九州北・西海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―７ 第１　水産資源 くるまえび玄界灘佐賀海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	別紙３―７ 第１　水産資源 くるまえび玄界灘佐賀海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―８ 第１　水産資源 くえ九州北西・山口海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	別紙３―８ 第１　水産資源 くえ九州北西・山口海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―９ 第１　水産資源 がざみ有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近５年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4 kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙３―９ 第１　水産資源 がざみ有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―10 第１　水産資源 あかむつ九州北西海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の	別紙３―10 第１　水産資源 あかむつ九州北西海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際

際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙３―11 第１　水産資源 このしろ有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近５年間（2018～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識	に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙３―11 第１　水産資源 このしろ有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近５年間（2018～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―12 第１　水産資源 しばえび有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近５年間（2018～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙３―12 第１　水産資源 しばえび有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近５年間（2018～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―13 第１　水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以	別紙３―13 第１　水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以

下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 別紙３―14 第１　水産資源 うに類佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努め	下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 別紙３―14 第１　水産資源 うに類佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

ることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―15 第１　水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙３―15 第１　水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―16 第１　水産資源 あわび類佐賀県玄海海域	別紙３―16 第１　水産資源 あわび類佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。	第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙３―17 第１　水産資源 ばいがい佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を 2021～2025 年の平均値（16 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取	新設

組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する佐賀県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	

議題３

水 産 第 2543 号
令和８年９月９日

松浦海区漁業調整委員会
会　長　　川 嵜　和 正　様

佐賀県知事　　山　口　　祥　義

あなごかご漁業（神集島地区特認）許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第１　制限措置

（１）漁業種類

あなごかご漁業（神集島地区特認）

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

１隻

（３）船舶の総トン数

制限なし

（４）推進機関の馬力数

制限なし

（５）操業区域

下記の①②に示す海域

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ　唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ　唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ　唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ　唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ　唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

（６）漁業時期

２月１日から４月３０日まで

（７）漁業を営む者の資格

① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号。以下「規則」という。）第１０条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和９年２月１日から令和９年４月３０日まで

第３　申請すべき期間

令和８年１１月２６日から令和８年１２月２５日まで

第４　許可の基準

第１（７）に定める資格を有し、第１（１）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第１（２）に定める隻数を超える場合は、次に揚げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）前回の許可最終日の４月３０日現在で、当該漁業許可を有していた者

（２）当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする２親等以内の親族に限る。

（３）（１）に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者

（４）（１）～（３）に該当しない者で、規則第４条第１項第６号、第８号から第１４号まで又は第１７号のいずれかの漁業許可を有する者

（５）（１）～（４）に該当しない者

第５　条件

（１）使用するかご数は、２００個以内とする。

（２）幹縄の両端に、水面１メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間３００メートル毎に浮標をつけなければならない。

（３）操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

議題４

水 産 第 2544 号
令和８年９月９日

松浦海区漁業調整委員会
会　長　　川 嵜　和 正　様

佐賀県知事　　山　口　　祥　義

いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

いかかご漁業特認許可方針（案）

第１　制限措置

（１）漁業種類

いかかご漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

４隻以内

（３）船舶の総トン数

制限なし

（４）推進機関の馬力数

制限なし

（５）操業区域

佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域

（６）漁業時期

２月１日から４月３０日まで

（７）漁業を営む者の資格

①　唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。

②　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号。以下「規則」という。）第１０条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない者

④　適切な資源管理を実践できる者

⑤　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和９年２月１日から令和９年４月３０日まで

第３　申請すべき期間

令和８年１１月２６日から令和８年１２月２５日まで

第４　許可の基準

第１（７）に定める資格を有し、第１（１）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第１（２）に定める隻数を超える場合は、次に揚げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）前回の許可最終日の４月３０日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする

（２）当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする２親等以内の親族に限る

（３）（１）に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者

（４）（１）～（３）に該当しない者で、規則第４条第１項第６号、第８号から第１４号まで又は第１７号のいずれかの漁業許可を有する者

（５）（１）～（４）に該当しない者

第５　条件

（１）唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない

①　次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ　唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ　唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ　唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ

直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ　唐津市神集島北端

（２）唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

①　次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ　包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ　唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

（３）松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない

（４）かご漬数は、１２０個以内とする

（５）漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上１メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間３００メートル毎に浮標をつけなければならない

議題５

延縄式たこつぼ漁業許可方針〔長崎県入漁許可〕

第１　制限措置

１　漁業種類

たこつぼ漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

１５隻

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。

ア　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端

イ　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

エ　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端

６　漁業時期

４月１日から８月３１日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第 63 号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和１１年４月１日から令和１４年３月３１日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間は、令和１１年２月１日から令和１１年２月２８日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、１５件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

３　令和１３年７月１４日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が１５件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

４　合計数が１５件に到達した日以降から令和１３年７月１４日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から１０日間とする。ただし、１０日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　申請に係る漁業と同一の長崎県の漁業許可を有している者

（３）　申請に係る漁業以外の長崎県の漁業許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

（１）共同漁業権漁場で操業してはならない。

（２）操業区域のうち、次のエ、ウ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と、佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線を点カから壱岐島方向に延長した直線とによって囲まれた佐賀県海域を「特別区域」とし、特別区域における１日の操業隻数は、５

隻以内とする。

エ　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端

ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

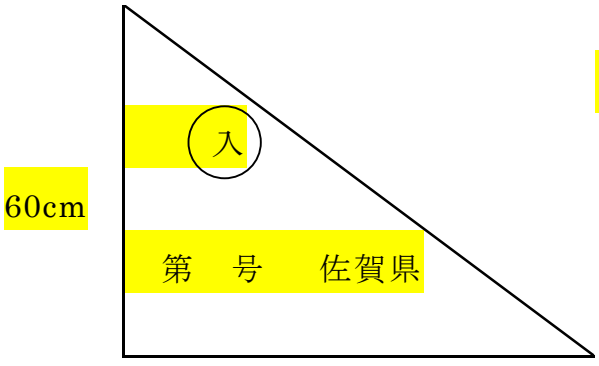
オ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

カ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線の延長線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

（３）使用する幹縄は、長さ４，０００メートル以内のもの１条とし、つぼ数は４００個以内とする。

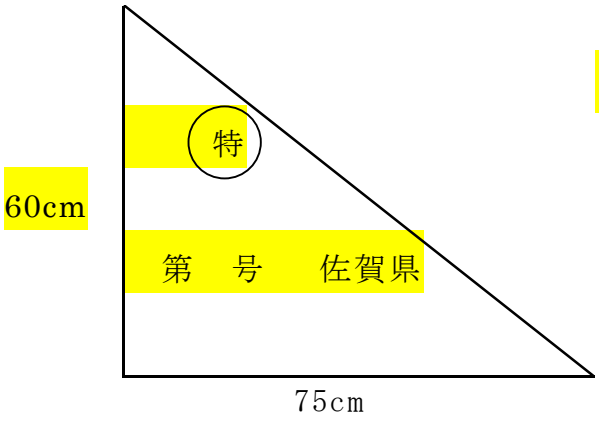
（４）操業する場合は、幹縄の両端に水面上１メートル以上の高さの標識をつけ、当該標識に住所、氏名及び許可番号を記載しなければならない。

（５）特別区域以外で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上１メートル以上の高さに掲げなければならない。



地色：赤色（円は白抜き）
文字：入は赤色
その他は白色

（６）特別区域で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上１メートル以上の高さに掲げなければならない。

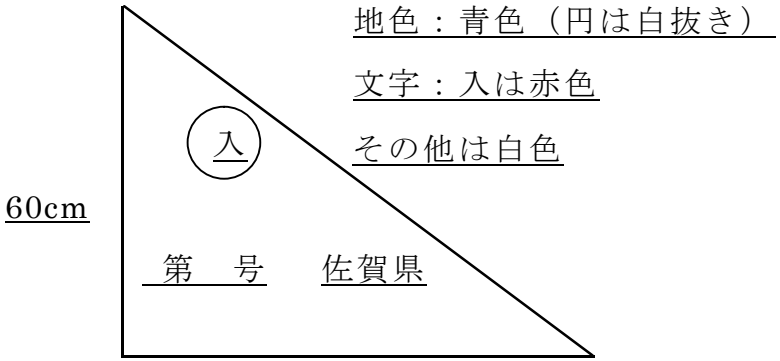
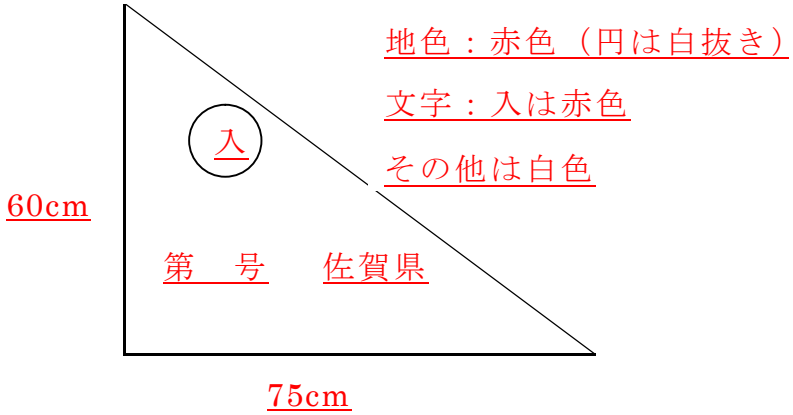


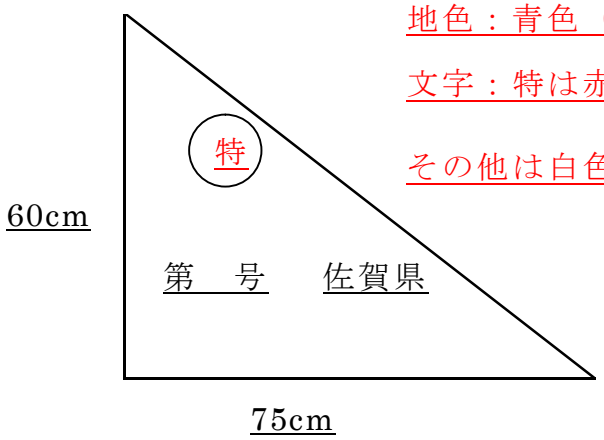
地色：青色（円は白抜き）
文字：特は赤色
その他は白色

延縄式たこつぼ漁業許可方針（改正後）	延縄式たこつぼ漁業許可方針（改正前）
延縄式たこつぼ漁業許可方針〔長崎県入漁許可〕 第１　制限措置 １　漁業種類 たこつぼ漁業 ２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数 １５隻 ３　船舶の総トン数 制限なし ４　推進機関の馬力数 制限なし ５　操業区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。 ア　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端 イ　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 エ　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端 ６　漁業時期 ４月１日から８月３１日まで ７　漁業を営む者の資格 （１）　長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 （２）　長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 （３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第 63 号。以下「規	延縄式たこつぼ漁業許可方針〔長崎県入漁許可〕 第１　制限措置 １　漁業種類 たこつぼ漁業 ２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数 ２３隻 ３　船舶の総トン数 制限なし ４　推進機関の馬力数 制限なし ５　操業区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。 ア　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端 イ　佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 エ　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端 ６　漁業時期 ４月１日から８月３１日まで ７　漁業を営む者の資格 （１）　長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 （２）　長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 （３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第 63 号。以下「規

則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者 （４）　適切な資源管理を実践できる者 （５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者	則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者 （４）　適切な資源管理を実践できる者 （５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者
第２　許可の有効期間 令和１１年４月１日から令和１４年３月３１日まで	第２　許可の有効期間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで
第３　申請すべき期間 １　申請すべき期間は、令和１１年２月１日から令和１１年２月２８日までとする。 ２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、１５件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 ３　令和１３年７月１４日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が１５件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 ４　合計数が１５件に到達した日以降から令和１３年７月１４日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から１０日間とする。ただし、１０日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。	第３　申請すべき期間 １　申請すべき期間は、令和８年２月２日から令和８年２月２７日までとする。 ２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、２３件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 ３　令和１０年７月１４日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が２３件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 ４　合計数が２３件に到達した日以降から令和１０年７月１４日までまでの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から１０日間とする。ただし、１０日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。
第４　許可の基準 申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業	第４　許可の基準 申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の

の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。 （１）　前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。 （２）　申請に係る漁業と同一の長崎県の漁業許可を有している者 （３）　申請に係る漁業以外の長崎県の漁業許可を有している者 （４）　上記（１）から（３）に該当しない者	認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。 （１）　前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。 （２）　申請に係る漁業と同一の長崎県の漁業許可を有している者 （３）　申請に係る漁業以外の長崎県の漁業許可を有している者 （４）　上記（１）から（３）に該当しない者
第５　条件 （１）共同漁業権漁場で操業してはならない。 （２）操業区域のうち、次のエ、ウ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と、佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線を点カから壱岐島方向に延長した直線とによって囲まれた佐賀県海域を「特別区域」とし、「特別区域」における１日の操業隻数は、５隻以内とする。 エ　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端 ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 オ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点 カ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線の延長線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点	第５　条件 （１）共同漁業権漁場で操業してはならない。 （２）次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と、佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線を点エから壱岐島方向に延長した直線とによって囲まれた佐賀県海域（以下「特別区域」という。）で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上１メートル以上の高さに掲げなければならない。 ア　長崎県壱岐市石田町筒城崎東端 イ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点 ウ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点 エ　佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線の延長線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

削除	
（３）削除 （３）使用する幹縄は、長さ４，０００メートル以内のもの１条とし、つぼ数は４００個以内とする。 （４）操業する場合は、幹縄の両端に水面上１メートル以上の高さの標識をつけ、当該標識に住所、氏名及び許可番号を記載しなければならない。 （５）特別区域以外で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上１メートル以上の高さに掲げなければならない。 	（３）一般操業区域における１日の操業隻数は、１８隻以内とし、特別区域においては、５隻以内とする。 （４）使用する幹縄は、長さ４，０００メートル以内のもの１条とし、つぼ数は４００個以内とする。 （５）特別区域で操業する場合は、幹縄の両端に水面上１メートル以上の高さの標識をつけ、当該標識に住所、氏名及び許可番号を記載しなければならない。 新設

（６）特別区域で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上１メートル以上の高さに掲げなければならない。  	新設

議題６

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

No.	たたき台　大項目	要　望　事　項	提出県
1	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について 【継続】（一部変更）	熊本県連合
2		海区漁業調整委員会委員の資質向上について【継続】（一部変更）	大分
3	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	沿岸漁場の秩序維持について【新規】	宮崎
4		違法操業の取締強化に向けた対応について 【継続】	沖縄
5	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について	令和９年度要望「たたき台」のうち、「Ⅲ沿岸漁業と沖合漁業の調整について」の一部修正	福岡県連合
6		大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導の強化について 【継続】（一部変更）	熊本県連合
7		大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について 【継続】	鹿児島県連合
8	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	令和９年度要望「たたき台」のうち、「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」の一部修正①	長崎県連合
9		令和９年度要望「たたき台」のうち、「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」の一部修正②	長崎県連合
10		クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について【継続】（一部変更）	佐賀県連合
11		太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について 【継続】	鹿児島県連合
12		太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について【継続】（一部変更）	沖縄
13	Ⅴ 外国漁船問題等について	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について 【継続】	鹿児島県連合
14		日中漁業協定の見直しについて 【継続】	沖縄
15		日台漁業取決めの見直しについて 【継続】	沖縄
16		東シナ海における漁船の安全操業確保について【継続】	熊本県連合
17	Ⅵ 海面利用をめぐる調整について	令和９年度要望「たたき台」のうち、「Ⅵ海面利用をめぐる調整について」の一部修正	長崎県連合
18		ミニボートによる危険行為の防止について 【継続】	佐賀県連合
19		ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について【継続】	熊本県連合
20	Ⅶ 海洋環境の変化に伴う調整について	イルカによる漁業被害対策について【新規】	鹿児島県連合

議題１

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

内　容

海区漁業調整委員会は、永きにわたり漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。

令和２年に改正された新たな漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会の果たす役割は、大きくなっている。

平成３１年度までの５年間において海区漁業調整委員会の開催は、年間約９回であったが、令和２年度以降の６年間は、年間約１６回と８割近く増加倍増している。開催回数が増加した結果、人件費や会場借上費が増加し、対応に苦慮しているところである。ついては、一定額の予算措置はなされているものの、国による更なる予算措置を要望する。

１　海区漁業調整委員会の財政基盤の確保及び強化

海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置するとともに、財政基盤が強化できるよう更なる予算措置を行うこと。

議題２

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 海区漁業調整委員会委員~~及び事務局職員~~の資質向上について（継続）
内容 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められます。 令和２年の漁業法改正に伴い海区漁業調整委員会への諮問事項は増加しており、委員の役割はさらに重要となっています。 全国海区漁業調整委員会連合会では、これまでも国に対して委員の資質向上を目的とした研修会の開催を要望しているところですが、実現には至っておりません。 ~~また、事務局職員も頻繁に異動するため、委員会の役割について迅速に理解を深める必要があります。~~ そこで次のとおり要望します。 1. 海区漁業調整委員~~及び事務局職員~~の資質向上を図るため研修機会を設けるとともに、情報提供や指導・助言など必要な支援等を行うこと。

議題３

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 沿岸漁場の秩序維持について
内容 　本県における重要資源であるイセエビに対し、漁業者は、禁漁期間の遵守、抱卵・小型個体の再放流等の資源管理に継続的に取り組んでいるが、悪質な密漁の常態化が資源の枯渇を招く大きな懸念となっている。 　卸売市場への密漁品の流通事案も発生しており、漁業者からは本県および市に対し、実効性ある流通対策を求める要望も寄せられている。 　密漁根絶には、現場の取締り等の入口対策の強化に加え、違法な流通を排除し、その動機をなくす出口対策の拡充が不可欠である。 　以上の背景から、次の事項を要望する。 １　関係機関の限られた人員による監視・取締体制の限界を鑑み、民間と連携した効率的な取締手法・機器の開発を主導するとともに、警備、パトロールにかかる費用を地方公共団体等交付金の対象にするなど、総合的な支援策を拡充すること。 ２　漁業法及び水産流通適正化法に規定される特定水産動植物に、移動性が低く密漁による乱獲が資源の枯渇に直結しやすいイセエビを含めるなど、地域経済を支える重要沿岸資源を保護するための実効性ある流通管理措置を構築すること。 ３　不適切な漁獲物の流通を防止するため、卸売市場等への出荷者に対し、公的身分証による厳格な身元確認制度の導入を促進するなど、市場実務における実効性ある体制整備を推進すること。 ４　SNS やフリマアプリ等の普及に伴う流通形態の多様化を踏まえ、オンラインプラットフォームや直売所、飲食店等における不適切な漁獲物の混入を防止するため、流通実態の監視・指導および啓発活動を強化すること。

議題４

別紙様式２

令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

沖縄　　海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項） 違法操業の取締強化に向けた対応について（継続）
内容 沖縄県内においては、漁業者以外の者等による密漁が問題となっており、今般、海上保安庁による摘発件数は増加傾向にある。 密漁者は、人里離れたへき地で活動することも多く、これらの地域において、地元漁協が自主的パトロールを行うには限界があるため、それらに対する総合的な支援は必要不可欠である。 また、海上保安庁や警察等の応援要請に時間を要するへき地等での摘発は容易ではないことから、以下の事項を要望する。 １　関係機関との連携強化 海上保安庁、警察庁及び水産庁の連携を強化し、県の漁業監督吏員とも適宜情報を共有し、迅速に対応が図られるようにすること。 ２　漁業取締体制の強化 本県の漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を行い、十分な人員が確保できるように、制度面・財政面での支援を強化すること。 ３　密漁された水産物の流通防止 市場や小売店などにおいて、密漁された水産物を主体的に排除するように、啓発活動を強化する。またその実効性を持たせるために、違法漁獲物の流通に対する規制を強化すること。 ４　パトロール等への支援 地元漁協・漁業者が実施する密漁パトロールに伴う休業に対する費用や密漁防止看板の設置にかかる費用等に対し、国の補助等総合的な支援策を図ること。

議題５

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 令和９年度要望「たたき台」のうち、「Ⅲ沿岸漁業と沖合漁業の調整について」の一部修正
内容 【理由】 沖合漁業は、沿岸漁業に比して漁獲効率が高いことから、両者が競合する漁場においては漁場が限られる沿岸漁業の操業や資源利用に配慮した一定の公的規制が必要である。 当該要望における「共存共栄」を尊重しつつも、両者の操業上の立場を明確にし、本県の従来からの要望（下記参考）を一定反映させるため、文章の追加・修正を行いたい。 【修正内容】 別紙のとおり（赤字：修正部分）。 【参考】（昨年度要望内容） １　本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っていることから、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 ２　資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。 ３　従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

（別紙）修正案

Ⅲ　沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、沿岸漁業に配慮した一定の規制と、監視・取締り体制の強化により、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1　沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催し、操業可能な海域が限定される沿岸漁業の制約を踏まえた適切な漁場利用のあり方や、資源管理について相互理解を深めるよう努めること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るのはもちろんのこと、沖合漁業と沿岸漁業とが競合する漁場については、重要な漁場の操業禁止など、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

たたき台原案

Ⅲ　沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1　沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

議題６

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業へ向けた指導の強化について
内　容 本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図る上で大きな問題となっている。 そのため、大中型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成１８年に国と県の立会により協定が締結された。 ~~その後１９年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。~~しかしながら、近年、温暖化など環境変化による漁場や漁期の予期せぬ変動が沿岸漁業者の操業にも支障を生じさせている。さらに協定範囲内で漁業協同組合が主体的に管理する共同漁業権漁場なども、法令に基づく操業禁止区域と認められず、持続的な漁場管理に不安を抱えている。 ついては、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。 １　大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、漁業の許可及び取締等に関する省令（告示）に内容を盛り込んで頂きたい。 ２　大中型まき網漁業の適正操業に向けた指導を強化すること。 大中型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。 このような大中型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業へ向け十分な指導を強化すること。

議題７

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） １　大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について
内容 本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。 一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。 ついては、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。 １　鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。 ２　違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとすること。

議題８

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） **令和９年度要望「たたき台」についての意見　①** Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について １資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実 （１）資源評価の精度向上　の表現の追記
内容 資源評価で活用している漁獲データについては、当該年度の２管理年度前のデータを活用しており、直近の資源状況を反映できていない可能性があることから、直近の漁獲実績を資源評価へ反映することを求める旨、追記してはいかがでしょうか。 【文案】 （１）　資源評価の精度向上 …その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度向上及びより直近のデータを活用した評価の実施に取り組むこと。

議題９

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） **令和９年度要望「たたき台」についての意見　②** Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について ３　沿岸重要資源の適正利用　　の題名の変更
内容 要望内容が、国際的な資源と国際的な資源管理や協議に関することであるため、題名を「沿岸重要資源の適正利用」から「国際資源の適正管理」に変更してはいかがでしょうか。

議題10

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容
本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。
また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。
さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。
ついては、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

１　直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

２　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。

３　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。

４　沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を地域、種類を限定せず、全域的に行うこと。

議題11

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） ３　太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について
内容 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC)の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。 ついては、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。 １　国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。 ２　クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

議題12

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

沖縄　　海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）
内容 太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、本県漁業者も資源管理の必要性を理解して取り組んでいる。 これまでの資源管理により、想定以上の早さで資源回復が見られる一方、採捕停止以降も漁場に回遊するクロマグロが増加し、毎年多くの大型魚の放流や漁具被害が生じており、赤字回避のために休漁を余儀なくされている者がいる。 また、WCPFC において合意された管理措置は、小型魚の漁獲削減が資源回復に効果的であると示されているが、現在の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響が少ないマグロはえ縄漁業や一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。 そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、以下のとおり要望する。 １　我が国の漁獲可能量の増枠の実現 WCPFC において、資源回復に応じた十分な漁獲枠拡大に取り組むこと。 ２　沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分 資源への影響が少ない沿岸漁業に配慮した配分に見直すこと。 また、漁獲枠の消化率や採捕停止の実績を考慮した配分を行うこと。 ３　経営安定対策の拡充について まぐろはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業など、混獲回避に関する支援策の強化・拡充を図ること。

議題13

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） ２　日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
内容 日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。 当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。 １　国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。 ２　国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。 ３　当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。 ４　日本漁船の安全な操業を確保すること。

議題14

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

沖縄　　海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項） 日中漁業協定の見直しについて（継続）
内容 日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。 この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。 中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マチ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。 また、尖閣諸島周辺海域においては、平成24年以降、中国公船による領海への侵入が繰り返されており、そのような中、中国公船による本県漁船に対する追尾行為が頻繁に発生し、安全操業を脅かすことが常態化している。 そこで以下の事項を要望する。 １　日中漁業協定の見直しについて 北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。 ２　中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について 協定の見直しが図られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を確保すること。 ３　海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について 底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。 ４　中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

議題15

別紙様式２

令和年８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

沖縄　　海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項） 日台漁業取決めの見直しについて（継続）
内容 平成25年４月10日に調印された日台漁業取決めは、我が国の排他的経済水域内での台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。 日台漁業取決め適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本県のみに留まらないことから、以下の事項を要望する。 １　取決め適用水域から次の水域を除外すること。 ①東経125度30分より東の水域 ②八重山北方三角水域 ２　地理的中間線から東側の我が国の排他的経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。 また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。 ３　先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については今後一切、協議の対象としないこと ４　日台漁業取決め適用水域内において、 ①日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。 ②操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。 ③台湾漁船のＰＩ保険への加入義務化を促すこと。

議題16

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） 東シナ海における漁船の安全操業の確保について
内　容 日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障を来すとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。 特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。 現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。 このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。 １　日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。 ２　水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。

議題17

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） **令和９年度要望「たたき台」についての意見　②** Ⅵ　海面利用をめぐる調整について 「趣旨」への表現の追記
内容 スピアフィッシングについては、トラブル等の報告が寄せられているため、下記のとおり、追記してはいかがでしょうか。 【文案】３段目 …また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進めるとともに、近年トラブルが発生しているスピアフィッシングについては、各地域のルール順守及び安全確保の啓発・指導を実施する必要があります。

議題18

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） ミニボートによる危険行為の防止について（案） 【継続】
内容 免許が不要なミニボート（長さ３ｍ未かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。 海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年１００件以上で推移している。 このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。 ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。 １　ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。 ２　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。 ３　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。

議題19

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） ミニボート及びＳＵＰによる海難事故の防止について
内　容 近年、マリンレジャーの普及により、ミニボート及びＳＵＰ（以下「ミニボート等」という。）による釣りを楽しむ方が増加している。 ミニボート等の利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを理解していない利用者が増えたほか、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま沖合に出ることで、海難事故を起こすなどの事例も多く報告されている。 また、ミニボート等の利用者は、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられる。 こうした状況の下、ミニボート等による海難事故の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。 １　ミニボート等の購入者や利用者に対し、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボート等の製造・販売業界を強く指導すること。 ２　日本漁船保険組合等が取り扱うプレジャーボート責任保険に、ミニボート利用者の加入を義務付けて、加入促進を図るとともに、万が一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講じること。

議題20

別紙様式２

令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会） ４　イルカによる漁業被害の実態把握と被害軽減対策の確立等について
内容 本県沿岸海域では、かねてより一本釣り漁業等の漁場にイルカが頻繁に来遊しており、それに伴い食害被害の発生、魚群の散逸による漁労効率の低下、漁具の損傷等が深刻な問題となっている。また、民間企業が販売する音波や音響を利用した忌避機器を用いて対策を試みてきたが、これまでに決定的な効果は得られていない。 ついては、イルカによる漁業被害の軽減を図るため、以下の措置を要望する。 １　イルカの生息実態と習性（行動パターン等）を把握すること。 ２　全国的における漁業被害の実態を調査し、その結果を公表すること。 ３　忌避装置の開発を含め、漁業被害軽減に効果的な対策手法を確立すること。